

普通徴収への切替が認められる場合について

特別徴収の完全実施に伴い、適正な理由がなく事業所の希望により普通徴収を選択することはできません。原則、全従業員が特別徴収となりますが、以下の切替理由に該当する場合のみ普通徴収とすることができます。そのため普通徴収として給与支払報告書を提出する場合は、下記事項にご留意をお願いします。

理由区分	普通徴収への切替理由
A	給与の支払が不定期
B	退職者または退職予定者 (5月末日まで)
C	他の事業所で特別徴収 (乙欄該当者)
D	事業専従者 (毎月給与支払の場合を除く)

切替理由に該当し普通徴収とする場合

- ・仕切紙②に該当人数を記入して下さい。

(例1図参照)

- ・給与支払報告書の摘要欄に理由区分を記入して下さい。(例2図参照)

普通徴収として提出する給与支払報告書の枚数と総括表・仕切紙に記入した人数が一致することを確認してください。

★摘要欄に理由区分の記入がない場合は特別徴収となりますので理由区分の記入漏れがないようご注意ください。

○令和6年度育児休業等により普通徴収だった方について

- ・令和7年度(令和7年6月分から)は特別徴収が可能な場合
給与支払報告書の提出の際に①特別徴収に区分して提出して下さい。あわせて、令和7年度分の特別徴収新規該当者届の提出をお願いします。
- ・令和7年度(令和7年6月分から)も特別徴収が不可能な場合
給与支払報告書の提出の際に②普通徴収A(給与の支払いが不定期)に区分して提出して下さい。

○電子的提出(エルタックスなど)により給与支払報告書を提出する際の留意事項

電子的提出(エルタックスなど)で給与支払報告書を提出する際、普通徴収とする方がいる場合は、普通徴収切替理由書の提出は不要ですが、普通徴収欄の入力と併せて上記記載例2のとおり、必ず給与支払報告書の摘要欄に普通徴収とする理由区分を入力してください。なお、摘要欄に理由区分の入力がない場合は、普通徴収欄に入力があっても特別徴収となる場合がありますので、ご注意ください。

仕切紙② 普通徴収

指定番号 0080123456

普通徴収への切替理由書

下記の切替理由に該当し普通徴収とする方がいる場合、該当欄に人数を記入の上、該当する方の給与支払報告書(個人別明細書)をこの仕切紙②の後ろに取りまとめてください。

理由区分	普通徴収への切替理由	人数
A	給与の支払が不定期	4 名
B	退職者または退職予定者 (5月末日まで)	5 名
C	他の事業所で特別徴収 (乙欄該当者)	2 名
D	事業専従者 (毎月給与支払の場合を除く)	0 名

②普通徴収分の報告人数
(理由区分A～Dの合計)

11 名

後ろに取りまとめる普通徴収分の給与支払報告書(個人別明細書)の提出枚数と一致していることを確認してください。
また、総括表の報告人員欄「②普通徴収」

25 名

③山形市報告合計人数
(=①特別徴収+②普通徴収)

円	円	円	円	例2
455,789	120,000	46,500		
(摘要)				
普通徴収 理由 B (R7.5.31退職予定)				

円	円	円	円	円	円	円	円	
生命保険料 の金額の内訳	新生命保険料 の金額	35,000	介護医療保 険料の金額	95,000	新個人年金 保険料の金額	52,000	旧個人年金 保険料の金額	52,000

令和7年度 給与支払報告書の提出について

山形市では特別徴収の完全実施を行っています。

所得税を源泉徴収する義務のある事業主の方は、地方税法及び市税条例の規定により原則、住民税の特別徴収が義務付けられています。
適正な理由がなく、希望により普通徴収を選択することはできませんのでご注意ください。
詳しくは4頁の『普通徴収への切替が認められる場合について』をご確認ください。

★給与支払報告書の提出が必要な場合

給与支払報告書は、令和7年1月1日に山形市に住民登録のある方について、金額の多寡にかかわらず令和6年中に給与の支払があった方全員分(退職者、パート、アルバイト、季節雇用等を含む)を提出してください。
※電子的提出(エルタックスなど)をご利用の場合、紙による総括表及び給与支払報告書の提出は不要です。

★総括表記入例

山形市長	令和7年1月15日 提出	指定番号	0081234567
給与の支払期間	令和6年 1月分から 12月分まで	給与支払者の個人番号又は法人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7
フリガナ	〇〇〇〇〇〇カブシキガイシャ	事業種目	製造業
給与支払者の氏名又は名称	〇〇〇〇株式会社	受給者総人員	50 名
所得税の源泉徴収をしている事務所又は事業の名称	同 上	①特別徴収	14 名
フリガナ	ヤマガタシハタゴマチ	②普通徴収退職者(B)	5 名
同上の所在地	990-0047 山形市旅籠町二丁目3番25-11	②普通徴収(理由A・C・D)	6 名
給与支払者が法人である場合の代表者の氏名	山形 太郎	③合計(①+②)	25 名
連絡者の氏名、所属課・係名及び電話番号	〇〇課 〇〇係 山形 花子	所属税務署名	山形税務署
関与税理士等の氏名及び電話番号	電話 023-641-xxxx 内線34	給与支払方法及びその期日	月給 毎月21日
		納入書の送付	必要 ・ 不要

個人番号の確認が取れている個人事業主様については個人番号をアスタリスクで印字しております。新たに個人番号を記入し提出する場合は個人番号を確認出来る書類と身分確認書類を添付してください。

山形市で印字した法人番号・名称・所在地等について変更がある場合は、黒字で訂正してください。

報告人員の③合計と給与支払報告書の提出枚数が一致しているか確認してください。①と②の間に仕切紙で区切って提出してください。

問い合わせ先を記入して下さい。税理士が作成した場合は関与税理士欄にも記入して下さい。

電子納税・ネットバンキング等を利用して納入する場合は不要に○をつけてください。

②普通徴収の合計人数をこちらにご記載ください。

普通徴収人数合計 11 人

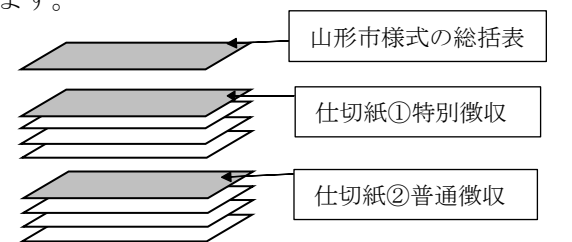
◇提出の際は、給与支払報告書を仕切紙によって

①特別徴収、②普通徴収に分け、総括表を表紙にして提出してください。
なお、税額通知書の記載順は原則受給者番号順となります。①特別徴収の個人別明細書には受給者番号を必ず記入してください。※受給者番号がない場合の税額記載順は、カナ氏名順となります。

◇総括表は山形市が送付した総括表を使用してください。

・税理士などに提出を依頼する場合は、山形市が送付した総括表をお渡しいただき、提出の際に添付するよう伝えてください。

◇法定様式の総括表を使用する場合も、山形市が送付した総括表を1番上に添付してください。



○提出先：〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

山形市財政部市民税課 TEL023-641-1212 (内線 304～310,366) 提出期限：令和7年1月31日(金)

※事務処理の都合上、1月24日(金)までの提出にご協力ください。

給与支払報告書(個人別明細書)の記入方法

★令和7年度からの変更点

○年末調整をした給与等の場合、摘要欄に定額減税に関する事項を記載する。(記入例⑧及び摘要欄の⑦参照)

変更点の詳細や年末調整のしかたについては、「年末調整がよくわかるページ(令和6年分)」

国税庁のホームページ <https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm> をご覧ください。

○令和6年度税制改正により住宅ローン控除(減税)の制度が変更されました。詳しくは、国土交通省の

ホームページ https://www.mlit.go.jp/report/press/house02_hh_000189.html をご覧ください。

記入例															※種別										※整理番号										※																																							
															(生) ② 345																																																											
															(保)										1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2																																																	
															(役職名)										ヤマガタ ジロウ																																																	
住所 山形市旅籠町2-3-25 ①															氏名										山形 次郎																																																	
種 別															支払金額										給与所得控除後の金額 (調整控除後)										所得控除の額の合計額										源泉徴収税額																													
給与等															内 6,000,000										円 4,360,000										円 3,602,289										円 0																													
(源泉) ④ 配偶者															配偶者(特別)										控除対象扶養親族の数 (配偶者) ⑤										障害者の数 (本人を除く。) ⑥										非居住者 である 親族の数																													
の有 老人															控除の額										特定										老 ⑤										その他										特別										その他									
有															円 160,000										人 1										人 1										人 1										人 1										人 1									
社会保険料等の金額															生命保険料の控除額										地震保険料の控除額										住宅借入金等特別控除の額																																							
内 455,789															円 120,000										円 46,500										円 ⑦ 38,600																																							
(摘要)																																																																										
源泉徴収時所得税減税控除済額 0円 控除外額 270,000円 (1) 山形 緋(年少) ⑧																																																																										
前職 山形市旅籠町2-3-25-5 ○○商事(株) R6.3.31退職																																																																										
支払金額1,000,000円 社会保険料179,853円 源泉税額29,970円																																																																										
⑨ 生命保険料の金額															旧生命保険料の金額										介護医療保険料の金額										新個人年金保険料の金額										旧個人年金保険料の金額																													
円 35,000															円 42,000										円 95,000										円 52,000										円 52,000																													
住宅借入金等特別控除の内訳															居住開始年月日(1回目)										居住開始年月日(2回目)										住宅借入金等特別控除区分(1回目)										住宅借入金等特別控除区分(2回目)										住宅借入金等年末残高(1回目)										住宅借入金等年末残高(2回目)									
⑦ 150,000															年 月 日 4 4 1										年 月 日										住(特特)										円																													
(源泉・特別) 配属対象 配偶者															氏名 ヤマガタ ハナコ										区分										配属者の合計所得										円 1,100,000										円																			
氏名 山形 華子															氏名										基礎控除の額										⑩										円																													
個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3															個人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4										個人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4										個人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4										個人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4																													
1 氏名 ヤマガタ イチロウ															氏名 山形 一郎										氏名										氏名										氏名										氏名																			
2 氏名 ヤマガタ サブロー															氏名 山形 三郎										氏名										氏名										氏名										氏名																			
3 氏名 ヤマガタ ヨシスケ															氏名 山形 吉助										氏名										氏名										氏名										氏名																			
4 氏名															氏名										氏名										氏名										氏名										氏名																			
未成 外国 死亡 災害 乙欄 本人が障害者 素 ひとり 勤労学生															中途就・退職										受給者生年月日										元号 ⑬ 年 月 日																																							
就職 退職 年 月 日															昭和 51 4 4																																																											
支払者															個人番号又は法人番号										住所(居所)又は所在地										氏名又は名称										電話番号																													
9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7															山形市旅籠町二丁目3番25-11号										〇〇〇〇〇〇株式会社										023-641-XXXX																																							

① 住所	令和7年1月1日現在の住所を記入してください。
② 受給者番号	税額決定通知書の記載順となりますので必ず記入してください。記入がない場合はカナ氏名順となります。
③ 個人番号・氏名・フリガナ	記載漏れがないよう、正確に記入してください。 ※個人番号記載必須

④ (源泉) 控除対象配偶者の有無等及び配偶者(特別) 控除の額	控除対象配偶者の適用を受けている場合は○を記入し、控除の額も記入してください。老人控除対象配偶者(70 歳以上)に該当する場合は老人欄にも○を記入してください。※配偶者特別控除の適用を受けている場合には○を記入せず配偶者特別控除の額のみ記入してください。
⑤ 控除対象扶養親族の数(配偶者を除く) ※記載漏れや誤りは控除が適用できない場合があります	扶養親族の生年月日に注意してください。なお、個人別明細書下部の氏名・フリガナ・個人番号も人数の記載と併せてご記入ください。 ・特定扶養【平成 14 年 1 月 2 日～平成 18 年 1 月 1 日生】19 歳以上 23 歳未満 ・老人扶養【昭和 30 年 1 月 1 日以前生】70 歳以上 ※老人扶養のうち本人又は配偶者の直系尊属であり同居している場合は内書欄に人数を記入してください。(同居加算) ・その他扶養【平成 18 年 1 月 2 日～平成 21 年 1 月 1 日生】16 歳以上 19 歳未満 【昭和 30 年 1 月 2 日～平成 14 年 1 月 1 日生】23 歳以上 70 歳未満
⑥ 16 歳未満扶養親族の数	年少扶養【平成 21 年 1 月 2 日以降生】16 歳未満
⑦ 住宅借入金等特別控除の額 ※記載漏れや誤りは訂正分の提出を求める場合があります	住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合は 住宅借入金等特別控除の額・可能額・適用数・居住開始年月日(和暦)・控除区分(住・認・増・震) を記入してください。なお、その控除区分が 特定取得、特例取得、特別特定取得、特別特例取得、特例特別特例取得に該当する場合は、控除区分の隣に(特)、(特特)、(特特特)を付して記入してください。
⑧ 摘要欄 ①普通徴収とする場合 ②前職分給与を含む場合 ③扶養親族が 5 名以上 ④同一生計配偶者 ⑤所得金額調整控除 ⑥退職手当を有する配偶者・扶養親族 ⑦定額減税に関する事項	①『普通徴収』と記入したうえで、普通徴収理由区分(A・B・C・D)を記入してください。 ②前職分給与を含む場合は前職分の支払金額・社保・源泉徴収税額・前事業所名と住所・退職年月日を記入してください。(複数分合算している場合も同様に事業所ごと記入してください。) ③括弧書きの数字を付し 5 人目以降の扶養親族の氏名を書いてください。その対象者の個人番号は『5 人目以降の控除対象(16 歳未満の)扶養親族等の個人番号』欄に対応関係が分かるように記入してください。 ④同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く)が特別障害に該当する場合は配偶者の氏名の後ろに(同配)を付して記入してください。 ⑤給与収入金額が 850 万円を超える者のうち 23 歳未満の扶養親族を有する者、若しくは特別障害者である配偶者や扶養親族を有する者で所得金額調整控除の適用を受ける場合は、扶養親族の氏名に(調整)を付して記入してください。※ただし、扶養親族欄に氏名の記載がある場合は省略可。 ⑥令和 6 年中に退職所得のある配偶者又は扶養親族の氏名の後に『(退職)』と続柄・生年月日・令和 6 年分の退職所得を除いた合計所得金額を記入してください。 【例：山形華子(退職)妻 昭和 5 1 年 5 月 5 日 1, 1 0 0, 0 0 0 円】 ⑦ 実際に控除した年調減税額は『源泉徴収時所得税減税控除済額×××円』、年調減税額のうち年調所得税額から控除しきれなかった金額は『控除外額×××円』、合計所得金額が 1,000 万円超の方で、同一生計配偶者を年調減税額の計算に含めた場合は、『非控除対象配偶者減税有』と記入してください。
⑨ 生命保険料の金額の内訳	生命保険料の支払い金額の内訳を記入してください。
⑩ 基礎控除の額	年末調整をした受給者で合計所得金額の見積額が 2,400 万円超の場合は記入してください。(32 万円 or 16 万円) ※2,400 万円以下の場合(48 万円)は記載不要。2,500 万円超の場合は(0 円)適用なし。
⑪ 所得金額調整控除額	給与収入金額が 850 万円を超える者で本人が特別障害者である場合又は、23 歳未満の扶養親族を有する者、若しくは特別障害者である配偶者や扶養親族を有する者で、所得金額調整控除の適用を受ける場合は【(給与収入金額－850 万円)×10%】に相当する金額を記入して下さい。※限度額 15 万円
⑫ 寡婦 (該当受給者にのみ○を記入) ※ひとり親に該当する者は除く	夫と離婚した後婚姻していない者のうち、子以外の扶養親族を有する者で、前年の合計所得金額が 500 万円以下であり事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない者又は、夫と死別・生死不明者のうち、前年の合計所得金額が 500 万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない者。
⑬ ひとり親 (該当受給者にのみ○を記入) ※寡婦控除との併用不可	婚姻歴及び性別に関わらず現に婚姻をしていない者で、生計を一にする子(他の者の扶養親族である者以外で総所得金額等の額が 48 万円以下の者)があり受給者の合計所得金額が 500 万円以下で、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいない者。
⑭ 受給者生年月日	元号は漢字(『大正』『昭和』『平成』『令和』)で記入してください。